

## 鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市の子ども・子育て支援について調査審議する鎌倉市子ども・子育て会議を補佐する庁内組織として、鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鎌倉市子ども・子育て会議で調査審議を行う事項に関する事項
- (2) その他子ども・子育て支援に関する事項

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 こどもみらい部長
  - (2) 副委員長 こどもみらい部次長（子ども・子育て会議に係る事項を所掌する課等を所管する次長）
  - (3) 委員 文化人権推進課担当課長、市民安全課長、スポーツ課長、こどもみらい課担当課長、保育課担当課長、青少年課長、発達支援室長、福祉総務課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、市民健康課長、保険年金課長、公園課担当課長、教育総務課担当課長、教育指導課長、教育センター所長
- 2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(職務)

第4条 委員長は、推進委員会を招集してその議長となり、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 推進委員会は、作業部会を設置することができる。

(課題別検討会)

第6条 推進委員会は、個別の課題を検討するため、課題別検討会を設置することができる。構成員は、個別課題ごとに定める。

(庶務)

第7条 推進委員会等の庶務は、子ども・子育て会議の所掌事務を所管する課等において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則 (平成25年8月8日施行)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(次世代育成きらきらプラン市内推進委員会設置要綱)

2 鎌倉市次世代育成きらきらプラン市内推進委員会設置要綱(平成18年4月24日決裁)は、廃止する。

付 則 (平成26年4月1日施行)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年7月31日施行)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月31日から施行する。